

「医療保険」に関する提出物変更のお知らせ

2024年12月から健康保険証が廃止されたことに伴い、「医療保険」を確認するため、以下のものをご提出ください。

「医療保険」を確認するために提出が必要なもの

★以下の4つの書類のうちいずれかをご提出ください。

①現在お持ちの「健康保険証」

- ・ 移行期間中(1年間)は現在お持ちの健康保険証もお使いいただけます。
(資格喪失した場合を除く)

健康保険 本人(被保険者) 00000
被保険者証 平成00年00月00日交付
記号 00000000 番号 00
氏名
生年月日 昭和00年00月00日
資格取得年月日 平成00年00月00日
事業者名称 株式会社○○○○○
保険者番号 △△△△△△△△
保険者名称 全国健康保険協会 ○○部
保険者所在地 ○○○○○○○○○○○○

②「資格確認書」

- ・ マイナ保険証への紐づけを行っていない方へ発行されます。

○ ○ 都 道 府 県	有効期限	年	月	日
国民健康保険	発効期日	年	月	日
資格確認書				
記号	番号	(任意)		
氏名	性別			
生年月日	年 月 日	負担割合	制	
適用開始年月日	年 月 日			
交付年月日	年 月 日			
世帯主氏名				
住所				
保険者番号				
交付番号				
	印			

③「資格情報のお知らせ」

- R6に全員に配布されたほか、新規加入時に配布されます。

[illegible]

資格情報のお知らせ

令和〇年〇月〇日発行
(交付者名)
(保険者番号)

記号 000 番号 000000000 (枝番) 00
氏名 佐藤 太郎
負担割合 〇割 (70 歳以上のみ記載)

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

④マイナポータルの「資格情報画面」の写し

- ・ マイナポータルから医療保険の情報が確認できます。恐れ入りますが、保健所では印刷できませんので、ご自身で印刷してお持ちください。

[illegible]

【ご注意】

- ・加入する医療保険の種類により、提出が必要な書類が異なります。
 - ◆ 国民健康保険・国民健康保険組合・後期高齢者医療制度…同一世帯の同じ医療保険に加入している方全員分
 - ◆ 上記以外…患者本人および被保険者

★マイナ保険証をお持ちで上記の書類を提出できない方の場合、患者本人様と加入保険に応じた世帯員の方の個人番号届の提出が必要となります。